自由化団地のお客様向け説明文書(ガス事業法第15条)の一例

（一社）日本コミュニティーガス協会

＜裏面の文書利用上の注意＞

＊　裏面の書面は、協会作成の「ガス小売供給約款(一例)2017年12月5日HP掲載」を使用している会員事業者が上限バンドを廃止する際に、自由化団地のお客様に対する説明・書面交付(ガス事業法第15条)を行う場合の参考とするため作成した「一例」です。

＊　裏面の書面は、供給条件に変更があった場合に、その変更事項のみを説明することを小売供給約款等においてお客様から承諾を得ていることを前提に作成しています。

＊　各事業者におかれては、法令・ガイドラインをご確認いただき、自らの責任において適切に説明・書面の交付を実施されるようお願いいたします。

＊　Ａ４用紙に納めるため、レイアウトを圧縮して作成しています。利用する場合には、お客様が読み易いように修正願います。

書面の交付・説明を「情報通信の技術を利用する」ことをお客様が承諾されている場合の一例

以下の「一例」も作成しましたが、ホームページ等が充実している、検針票にホームページ等を確認するよう分かりやすく明記する（太字にする、色を変える）など、お客様に認識していただく工夫が必要です。

○○団地のお客様へ

ガス小売供給約款の一部改定について

××××株式会社

　この度は「ガス小売供給約款」の一部改定にご承諾を賜りありがとうございました。××××年××月検針分より、「単位料金の調整(\*1)」に使用する「平均原料価格(\*2)」の上限値を撤廃した上で平均原料価格を算出いたします。改定後の「ガス小売供給約款」は×月×日から弊社ホームページに掲載（または、この電子メールに添付）していますので、ご確認願います。

本改定後においても平均原料価格が××,×××円を超えない限り、原料費調整後のガス料金は従来と変わりません。

＊１「単位料金の調整」及び　＊２「平均原料価格」　＝ガス小売供給約款「23．単位料金の調整」をご確認ください。

　　**ご質問等ございましたら本メールの返信又は架電にて弊社担当者にご連絡ください。**

以上

【ガス小売供給約款の一部改訂について】

一例

＜ご挨拶の一例＞

　この度は「ガス小売供給約款」の一部改定にご承諾を賜りありがとうございました。××××年××月検針分より、「単位料金の調整(\*1)」に使用する「平均原料価格(\*2)」の上限値を撤廃した上で平均原料価格を算出いたします。具体的な「ガス小売供給約款」の改定内容は下記のとおりです。本改定後においても平均原料価格が××,×××円を超えない限り、原料費調整後のガス料金は従来と変わりません。なお改定後の「ガス小売供給約款」は弊社ホームページに掲載しております（弊社××営業所に掲示しております）のでご確認願います。

＊1「単位料金の調整」及び　＊２「平均原料価格」　＝ガス小売供給約款「23．単位料金の調整」をご確認ください。

　**ご質問等ございましたら下記担当までご連絡ください。**

**尚、お客様の【供給地点特定番号】は、検針票に記載されている「お客様番号」です。**

【改定後のガス小売供給約款の定め】

今回の改定により「ガス小売供給約款」の関係する条項を次のとおり改定いたしました。

１.本文の改定

23.単位料金の調整

(1)　～略（変更なし）～

(2)　⑴の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

　①　～略（変更なし）～

②　平均原料価格（トン当たり）

　　　　別表第３-１の２⑵に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（～略（変更なし）～）を平均原料価格といたします。**（ただし書を削除。）**

なお、平均原料価格は、当社の本社及び営業所等に掲示し、又はホームページ等に掲載いたしま

す。

③　～略（変更なし）～

２．附則「1.本小売約款の実施期日」

　　（変更後）　本小売約款は、××××年××月1日から実施します。

３．附則「3.本小売約款の実施に伴う切替措置」

　　（変更後）　当社は、××××年××月（末）日以前から継続して供給し、××××年××月1日から××××年××月（末）日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本小売約款の実施前のガス小売供給約款に基づき料金を算定するものといたします。

（小売登録番号　Ｘ1234）**ほのまるガス株式会社**

東京都港区芝大門１－１－３０

【窓口・担当】業務部（鈴木・篠宮）☎　03-5405-2215

【受付時間】09：00～18：00（土・日・祝祭日を除く）